
御杖村イメージキャラクター 御杖村の「つえみちゃん」 デザイン使用ガイドライン



～ はじめに～

このガイドラインは、御杖村のイメージキャラクターである「つえみちゃん」を積極的に活用し、御杖村のPRにつなげていくため、デザインの使用に関して必要な事項を定めるものです。

キャラクターを使用するためには、商用・非商用を問わず、事前に御杖村へ使用の申請をし、許可を受ける必要があります。このガイドラインと別に定める「御杖村イメージキャラクターに関する要綱」を確認のうえ、申請をお願いします。









1. キャラクタープロフィール

| | |
|---|---|
| 名 前 | つえみちゃん |
| 生 年 月 日 | 平成22年6月1日 |
| 住 所 | 奈良県宇陀郡御杖村菅野368番地 |
| 特 徴 | 杖の形になった髪の毛がチャームポイント。手には魔法の杖を持っています。(御杖村は全国で唯一「杖」の文字が使われています。) |
| 特 技 | 手に持った魔法の杖で、みんなに癒しの魔法をかけること。 |
| 平成22年10月からは、「御杖村観光PR大使」に任命され、御杖村を全国のみなさんにPRするため、たくさんのイベントで活躍中です。 | |
| 【公式 Facebook】 https://www.facebook.com/tsuemichan.mitsue | |

2. 指定色について









キャラクターの使用、印刷には指定色があり、変更はできません。指定色のほかに、モノクロでの使用が可能です。

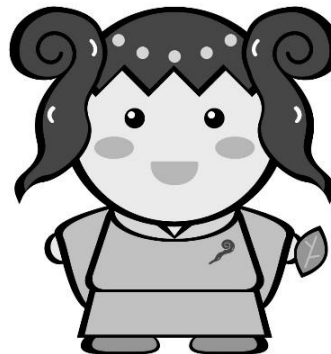
つえみちゃん指定色（カラー）

| | |
|---|---|
|  DIC 344p C66/M80/Y100/K0 |  DIC 213p C78/M25/Y95/K0 |
|  DIC 30p C0/M46/Y52/K0 |  DIC 2544p C43/M0/Y100/K0 |
|  DIC 2053p C0/M15/Y39/K0 |  C0/M0/Y0/K100 |
|  DIC 2070p C0/M22/Y80/K0 |  C0/M0/Y0/K0 |



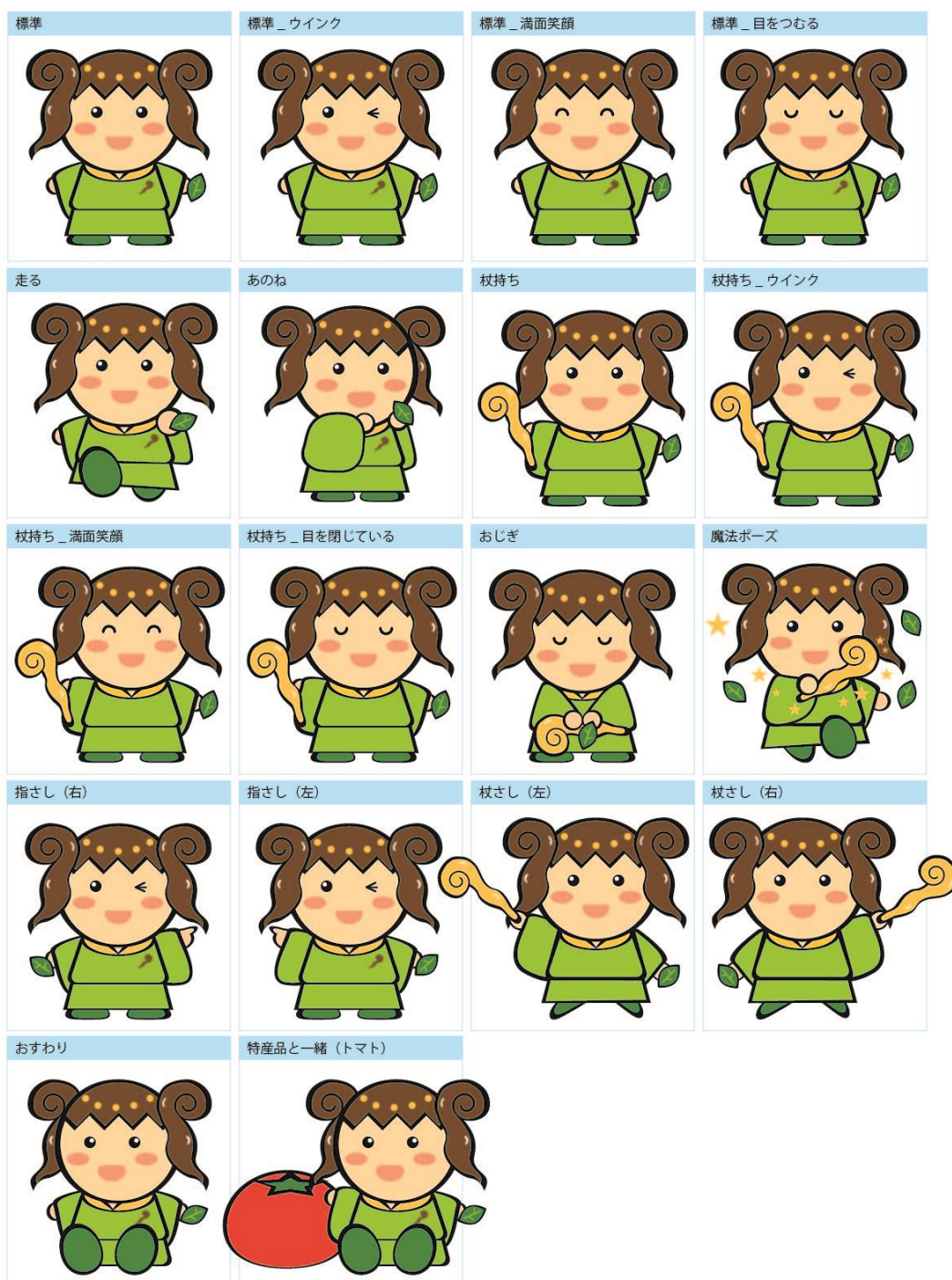
つえみちゃん指定色（モノクロ）

| | |
|---|--|
|  K80 |  K50 |
|  K35 |  K30 |
|  K10 |  K100 |
|  K20 |  K0 |



3. キャラクターデザイン集 (1)

下記以外のデザインを新たに作成することはできません。



4. キャラクターデザイン集 (2)



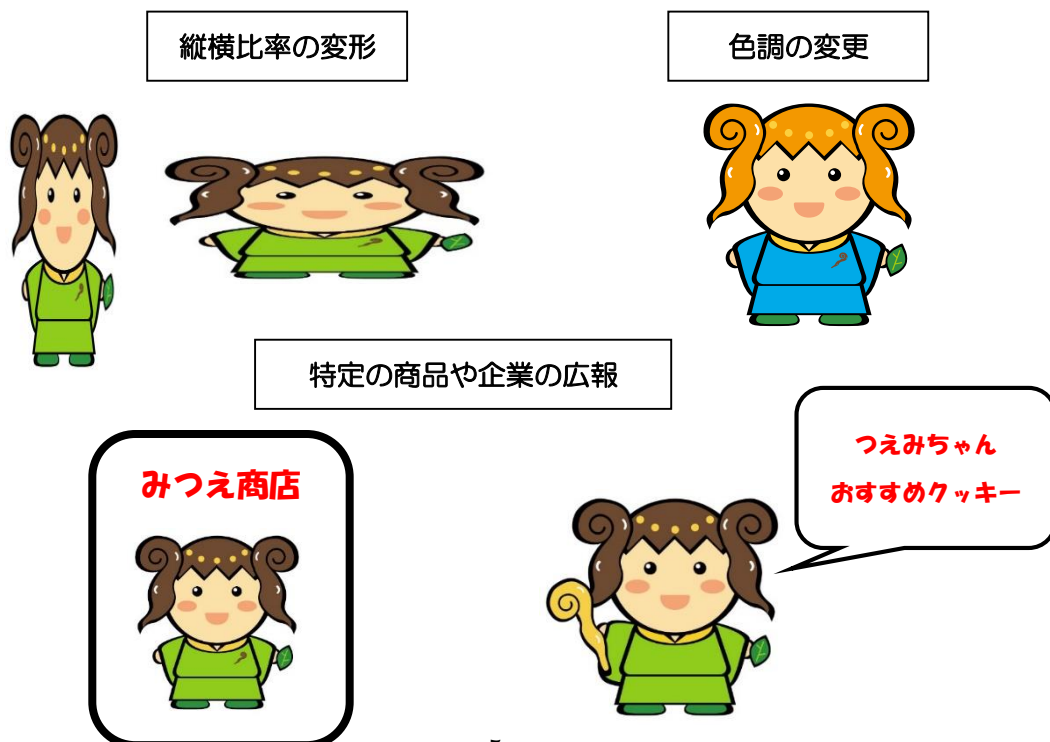
• 使用したいデザインがある場合はご相談ください。

5. デザイン使用のきまり

- キャラクターデザインを使用する際には、下記の事項を遵守してください。
 - (1) 定められた絵柄、色彩を遵守すること。
 - (2) キャラクターのイメージを損なわないこと。
 - (3) キャラクターに接近して、『御杖村の「つえみちゃん」』と表示すること。
 - (4) 「御杖村のつえみちゃん」という名称の変更はできません。
 - (5) 拡大・縮小はキャラクターが判別できる範囲で可能とするが、縦横の比率を変更したり、左右の反転をしたりしないこと。
 - (6) イラストの一部分のみの使用はできません。但しデザインの都合上、全身を表現することが難しい場合（お菓子、キーホルダー等）や、特別に許可を受けた場合を除きます。
 - (7) つえみちゃんに物を持たせたり、他の図形や文字と重ねたりすることはできません。
 - (8) キャラクターのふきだしなどに特定の商品、または事業所等の名称を用いることはできません。
 - (9) つえみちゃんが、特定の商品をおすすめすることはできません。
 - (10) 特定の商品や会社、個人や団体の売名、特定の思想や政治、宗教活動のためにキャラクターを使用することはできません。

※全ての事項を遵守している場合であっても、キャラクターのイメージに合わない内容の場合には、使用を許可しない場合があります。

- 使用不可の例



6. キャラクター使用規定（概要）

- キャラクターを使用する場合は、商用・非商用を問わず、必ず事前に御杖村へ申請し、許可を受ける必要があります。

- 次の場合は使用できません。
 - （１） 法令及び公序良俗に反する場合、またはそのおそれがある場合
 - （２） 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用しようとする場合
 - （３） 不当な利益を得るために利用しようとする場合
 - （４） 特定の個人等の売名に利用しようとする場合
 - （５） 御杖村の事業又は御杖村が認めた関連事業を進めるうえで支障があると認められる場合。
 - （６） 御杖村のイメージを傷つけ、正しい理解の妨げになる場合
 - （７） キャラクターを正しい使用方法に従って使用しない場合
 - （８） その他、村長が使用について不相当と認めた場合

- その他注意事項
 - （１） 上記に反した場合、または使用許可を得ないままキャラクターを使用した場合、直ちに使用を中止していただきます。その際に発生する損害や費用に対し、御杖村は一切の責を負いません。
 - （２） キャラクターの商標登録・意匠登録、その他一切の登録を禁止します。また、『御杖村の「つえみちゃん」』という名称そのものを商品名や会社・団体名に使用することも禁止します。
 - （３） 使用許可申請手続きや、使用についての詳細は、このガイドラインと併せて、「御杖村イメージキャラクターの使用に関する要綱」をご確認ください。

7. キャラクター使用の流れ

キャラクターを使用する場合は下記の手続きが必要です。手続きを行えば、御杖村の「つえみちゃん」のキャラクターグッズを制作、販売することも可能です。

【商品化の例】

- キーホルダー、ぬいぐるみ
- キャラクターをプリントしたお菓子 等

(1) 事前相談

事前に具体的な、使用用途やデザイン案、制作、販売方法等について、御杖村役場むらづくり振興課へご相談ください。

(2) 申請書類の提出

キャラクターデザインを使用したい場合は、以下の書類を揃えて御杖村へ提出してください。

- ① 御杖村キャラクター使用許可申請書（御杖村役場の窓口で入手いただくか、御杖村のHPよりダウンロードしてください。）
- ② 企画書（キャラクターを使用したいもののデザインや、レイアウト等、様式は問いません）
- ③ 申請者の概要や状況を示す書類、その他参考となる書類

(3) 使用承認審査

提出された申請書類を御杖村で審査します。

(4) 使用可否の通知

【使用許可の場合】

審査により使用が承認された場合には、「御杖村キャラクター許可通知書」及びキャラクターのデザインデータを送付します。

【使用不許可の場合】

審査により使用が承認されなかった場合には、「御杖村キャラクター使用不許可通知書」を送付し、通知します。

(5) 制作開始・完成品の提出

完成品の販売・利用を開始する前には、必ず見本やデザイン案を提出してください。その際、細部の修正等を指示する場合があります。

※一度使用申請を受けた内容について、変更がある場合は必ず変更申請書をご提出ください。（変更申請書は、御杖村役場の窓口で入手いただくか、御杖村のHPよりダウンロードしてください。）



【問い合わせ先】

奈良県 御杖村役場 むらづくり振興課

〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村菅野368番地

TEL : 0745-95-2001 FAX : 0745-95-6800

e-mail : kankou@vill.mitsue.lg.jp